

議 事 録

1. 日 時 令和4年11月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	3 番 伊藤 能之	4 番 荻野 俊明
6 番 村上 和義	8 番 山渕 久司	9 番 大中 秋美
10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治
13 番 住元 保	14 番 山本 建樹	

以上 11名

4. 欠席委員

2 番 藤田 哲夫 7 番 石井 義久

以上 2名

5. 出席推進委員

井上 廣文 立花 吉廣 田中 伸一
山崎 由紀浩 鈴木 清

以上 5名

6. 事務局

藤田局長 岸本係長 滝井再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第41号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
集積計画決定のこと
報告第29号 賃貸借解約の通知報告のこと
報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第31号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第30回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員13名中、11名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

10番 藤原 智 委員

11番 橋本 誠二 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が3件です。

はじめに「議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は1件の申請がありました。

先日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、一番の土地について報告します。

議案40号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、法3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山淵議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山淵議長： 次に「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は2件の申請がありました。

先日の小委員会で現地調査をしていますので、1番と2番の報告を併せてお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番と2番の土地について報告します。

議案41号の1番及び2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農地等の集団規模が10ヘクタール未満で、市街化に近接する区域にあることから第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、一昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第29号 貸借解約の通知報告のこと」について、報告を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は1件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員

〇〇委員： この解約について、貸人の〇〇さんは高齢であり農業が出来ないと思います。解約された土地について、農地法第3条の許可申請はありましたか。

事務局職員： この2筆の土地に関して、申請は受付していません。

山渕議長： 他に何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご質問もないようですので、「報告第29号 貸借解約の通知報告のこと」は以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第30号」「報告第31号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第30回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時19分 終了)

※ 小委員会 令和4年11月22日 午後1時30分～

- ・出席委員
山本職務代理者 藤原委員 石井委員
- ・事務局
藤田局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 藤 原 智

署 名 人 橋 本 誠 二